

実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般社団法人グリーンライフサポートとachi あかり成年後見相談支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、認知症、知的・精神障がいその他の精神上場の障害があることにより、後見等を必要とする人たちに対して、関係機関と協力し自分らしく生きいきと住み慣れた地域や家庭で生活を営むことが出来るように、身上保護、財産管理、生活支援等の後見等の活動に関する事業等を行い、本人保護を理念とし、本人の意思や尊厳及び自己決定の尊重、ノーマライゼーション、残存能力の活用に対する社会認識を高め、後見業務を行うに必要な市民後見人の育成等を推進し、成年後見制度の普及発展及び認知症高齢者、知的・精神障がい者等の福祉増進に寄与、また人生の終焉を考えることにより、今をよりよく生きるための終活支援を行うことを目的とする。

（事業内容）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法定後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びに法定後見監督人、任意後見監督人に関する事業
- (2) 認知症高齢者や知的・精神障がい者等の後見等に係る相談・支援事業
- (3) 成年後見制度や認知症や知的・精神障がい者等に関する講演会・研修会の開催及び講師派遣事業
- (4) 市民後見人の育成・指導事業
- (5) 成年後見、介護、終活等に関する資格、検定に係る事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

（対象）

第4条 本要綱に基づく事業の対象は、原則、十勝に在住及びこれに準ずる者とするが、依頼があった場合には可能な限り実施する。

（開所）

第5条 センターの開所日は、あかりケアプランサービス及びあかりデイサービスの開所日とする。

- 2 センターの開所時間は、あかりケアプランサービス及びあかりデイサービスの開所時間とする。

(成年後見制度に関わる関係機関等との連携・協力)

第6条 センターは、この事業を適切かつ効果的に実施するため、成年後見制度、権利擁護や地域支援事業に関する他の事業との連携に努めるとともに、関係市町村及び帯広市成年後見支援センターなどの関係機関、関係団体等とも連携・協力しながら実施する。

(役職及び職員体制等)

第7条 第3条の事業を実施するために必要な担当職員を配置することができる。

(相談の記録及び保存)

第8条 センターに相談のあった内容について記録するとともに、相談受付台帳を整備し適切に管理する。

2 センターの役員・会員等は、継続的に支援する利用者について、必要に応じて個別支援計画及び支援記録を作成するとともに、利用者台帳を整備し適切に管理する。

3 前項に規定する記録の保存期間については、最後に記入したときから5年間とする。ただし、センターにおいて必要と認めるものは、5年間を超えて保存することができる。

(秘密の保持)

第9条 センターの役員・会員等は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 センターの役員・会員等は、法人を退会后、将来にわたっても、正当な理由なく知りえた利用者及び家族、法人役員・職員・会員の個人情報もらしてはならない。

3 センターの役員・会員等は、業務を遂行する上で得た個人情報を厳重に管理し、その業務の目的以外に利用されることがないように、帯広市個人情報保護条例、個人情報保護方針を遵守し取り扱うものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、理事会の議決を経て理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。